

第 4 章 避難危険性調査

防災アセスメント調査の結果を基に、白井市の避難施設（避難場所、避難所）における災害に対する危険性と充足性を評価し、必要に応じて避難施設の見直しを検討する。

4.1 避難施設の災害種別安全性評価

地震災害、水害、土砂災害の災害種別ごとに避難施設としての安全性を評価する。地震災害に関しては避難施設ごとの震度、液状化危険度、施設の耐震性、大規模火災危険性を評価する。水害に関しては避難施設ごとに施設およびその周囲において想定される浸水深さ等を評価する。土砂災害に関しては避難施設ごとに施設およびその周囲における危険箇所を評価する。

4.1.1 平成 26 年度修正地域防災計画における避難施設

（1）避難施設の種類

平成 26 年度に修正された白井市地域防災計画で指定している避難場所や避難所は、次のア～エの 4 種類の区分が示され、このほかに「指定避難場所」が指定されている。

表 4.1-1 白井市地域防災計画における避難施設の種類（平成 26 年度時点）

	種類	役割	指定箇所数
ア	広域避難場所	市街地における大規模火災が発生した場合に、輻射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する避難場所であり、総合公園や公共空地等を指定する。	1 箇所：白井総合公園広場
イ	一時避難場所	災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所として近隣公園等を指定する。また、自治会・町内会等や自主防災組織は、地区の身近な公園や空地を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。	6 箇所（公園等の敷地）
ウ	避難所	住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所であり、学校等を指定する。	25 箇所（屋内運動場、レクリエーションホールなど）
エ	福祉避難所	要配慮者に対する特別な配慮として福祉避難所を事前に定める。	1 箇所：福祉センター

（以下、白井市地域防災計画資料編にのみ掲載されている）

一	指定避難場所	（地域防災計画上の記載なし）	30 箇所（庁舎・公民館・コミュニティセンター、学校、保育園、広場など 28 箇所及びがけ崩れを対象とした集会所 2 箇所）
---	--------	----------------	--

(2) 避難施設一覧および分布

白井市における避難施設の一覧および分布図を以降に示す。

① 広域避難場所

表 4. 1-2 広域避難場所一覧（平成 26 年度時点）

名 称	住 所	電話番号	延べ面積 (㎡)	屋外 収容人員
白井総合公園広場	復 1422-10	492-1111	42,000	14,000

② 一時避難場所

表 4. 1-3 一時避難場所一覧（平成 26 年度時点）

	名 称	住 所
1	白井運動公園	神々廻 1728-1
2	富士中予定地	富士 209-1
3	中木戸公園	大山口 1-26
4	七次第一公園	清水口 2-2
5	公共施設予定地	西白井 2-16-1
6	南山公園	南山 1-4

「富士中予定地」は、現在は「富士南園広場」となっている。

「公共施設予定地」は、現在は「西白井コミュニティプラザ」となっている。

③ 避難所

表 4.1-4 避難所一覧（平成 26 年度時点）

	名 称	住 所	電話番号	収容可能 面積(m ²)	収容可能 人員
1	白井第一小学校（体育館）	根 105	492-0513	760	380
2	白井中学校（体育館・柔剣道場）	根 54	492-0524	2,290	1,140
3	白井コミュニティセンター（多目的ホール）	復 1458-1	491-1505	345	170
4	白井第二小学校（体育館）	中 181-2	492-0020	760	380
5	公民センター（レクリエーションホール）	中 98-17	492-5266	360	180
6	平塚東区集会所	平塚 873	491-4015	50	20
7	平塚西区集会所	平塚 1589	491-4044	50	20
8	白井第三小学校（体育館）	根 336-15	491-8181	760	380
9	富士センター（大集会室）	富士 239-2	446-1911	250	120
10	さくら広場（多目的室・和室）	富士 76-99	—	60	30
11	大山口小学校（体育館）	大山口 2-2-1	491-8030	810	400
12	大山口中学校（体育館・柔剣道場）	大山口 2-1-1	491-8091	1,350	670
13	清水口小学校（体育館）	清水口 2-3-1	491-8070	820	410
14	西白井複合センター（レクリエーションホール）	清水口 1-2-1	492-1011	460	230
15	七次台小学校（体育館）	七次台 3-17-1	491-5780	850	420
16	七次台中学校（体育館・柔剣道場）	七次台 1-21-1	491-1275	1,510	750
17	白井駅前センター（レクリエーションホール）	堀込 1-2-2	497-1151	220	110
18	池の上小学校（体育館）	池の上 2-21	492-2611	1,050	520
19	県立白井高等学校（体育館）	池の上 1-8-1	491-1511	960	480
20	南山小学校（体育館）	南山 1-7-1	491-8071	810	400
21	南山中学校（体育館・柔剣道場）	南山 1-6-1	492-1441	1,540	770
22	桜台センター（レクリエーションホール）	桜台 2-14	491-7111	220	110
23	桜台小学校（体育館）	桜台 3-28	492-7011	1,200	600
24	桜台中学校（体育館・柔剣道場）	桜台 3-27	492-7020	1,790	890
25	福祉センター（レクリエーションホール・和室）	清戸 766-1	492-2022	670	330

④ 福祉避難所

表 4.1-5 福祉避難所一覧（平成 26 年度時点）

名 称	住 所	電話番号	適用
福祉センター	清戸 766-1	492-2022	避難所と併用

⑤ 指定避難場所

表 4. 1-6 指定避難場所一覧（平成 26 年度時点）

	名 称	住 所	電話番号	延べ面積 (㎡)	屋外 収容人員
1	白井市役所	復 1123	492-1111	19,900	6,630
2	白井第一小学校	根 105	492-0513	14,700	4,900
3	白井中学校	根 54	492-0524	17,900	5,960
4	白井コミュニティセンター	復 1458-1	491-1505	1,700	560
5	白井第二小学校	中 181-2	492-0020	5,700	1,900
6	公民センター	中 98-17	492-5266	400	130
7	平塚東区集会所	平塚 873	491-4015	—	—
8	平塚西区集会所	平塚 1589	491-4044	—	—
9	白井第三小学校	根 336-15	491-8181	13,300	4,430
10	富士センター	富士 239-2	446-1911	1,600	530
11	さくら広場	富士 76-99	—	900	300
12	開拓広場	富士 37	—	2,700	900
13	大山口小学校	大山口 2-2-1	491-8030	12,600	4,200
14	大山口中学校	大山口 2-1-1	491-8091	17,300	5,760
15	清水口小学校	清水口 2-3-1	491-8070	18,800	6,260
16	清水口保育園	清水口 2-8-1	491-8082	1,000	320
17	西白井複合センター	清水口 1-2-1	492-1011	500	160
18	七次台小学校	七次台 3-17-1	491-5780	12,600	4,200
19	七次台中学校	七次台 1-21-1	491-1275	16,900	5,630
20	白井駅前センター	堀込 1-2-2	497-1151	400	130
21	池の上小学校	池の上 2-21	492-2611	12,800	4,260
22	県立白井高等学校	池の上 1-8-1	491-1511	14,000	4,600
23	南山小学校	南山 1-7-1	491-8071	18,700	6,230
24	南山中学校	南山 1-6-1	492-1441	19,400	6,460
25	南山保育園	南山 1-7-1	491-1413	400	130
26	桜台センター	桜台 2-14	491-7111	500	160
27	桜台小学校	桜台 3-28	492-7011	13,000	4,330
28	桜台中学校	桜台 3-27	492-7020	16,000	5,330
29	桜台保育園	桜台 2-9	492-6101	800	260
30	福祉センター	清戸 766-1	492-2022	1,000	330

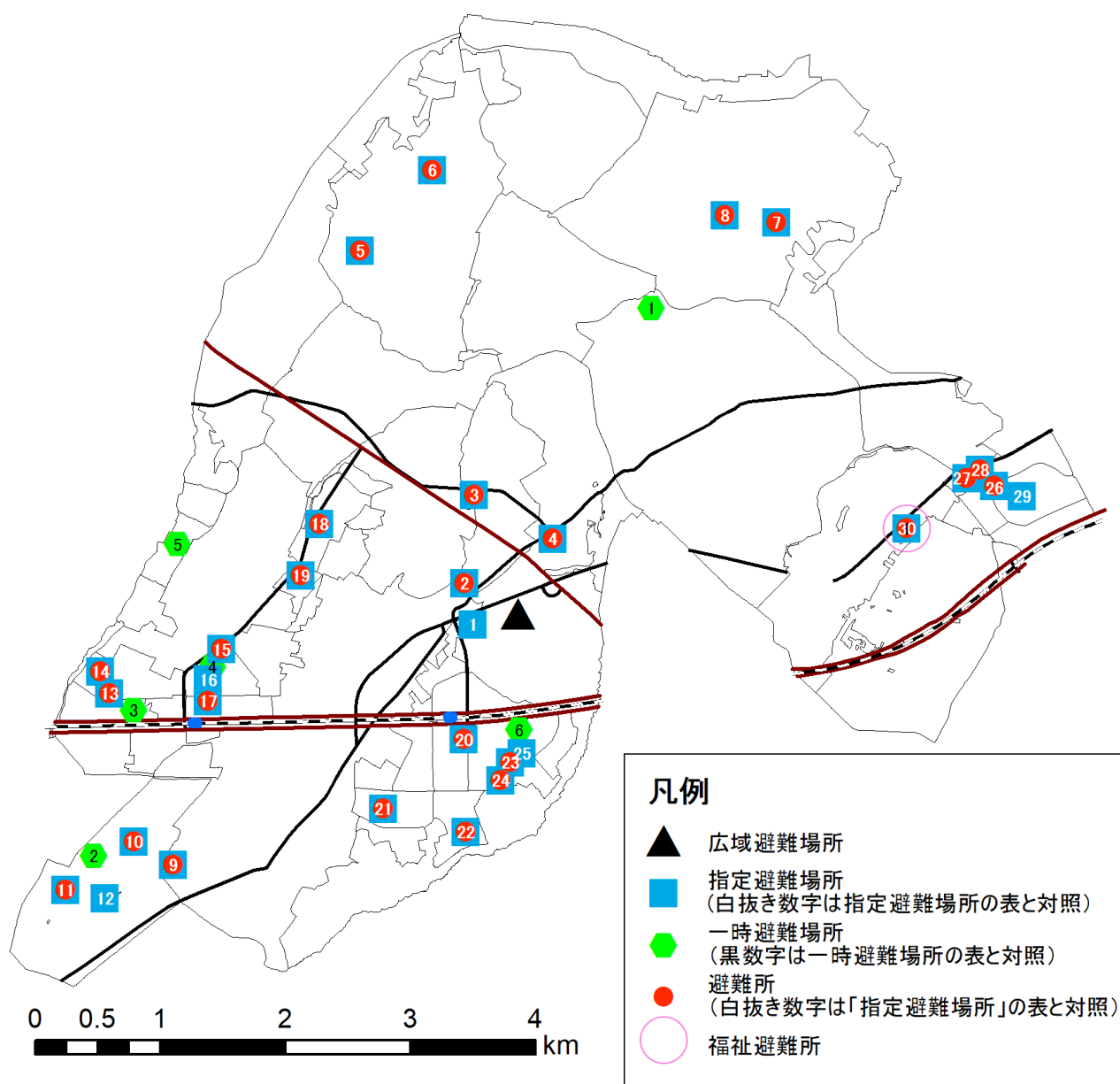


図 4. 1-1 避難施設分布図（平成 26 年度時点）

4.1.2 避難施設に関するガイドライン等の整理

避難施設の指定に関する定義や考え方について、国や県のガイドライン等で示されている箇所について抜粋すると、以下のとおりである（津波に関するものは除く）。

（１）「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県，2017）

この手引きは、避難者を主に屋内に収容する避難所について、その運営の仕方について市町村が「避難所運営マニュアル」を作成するための参考となるように作成されたものである。平成 21 年 10 月に作成されたものを平成 23 年東日本大震災の課題や平成 25 年災害対策基本法改正等を踏まえて見直しが行われた。

ここで、避難所等の定義（用語の定義）は表 4.1-7 のとおりに示されている。

表 4.1-7 千葉県（2017）における避難所等の用語の定義

〔指定避難所〕
・ 指定避難所とは、地震等の災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護する場所として、政令等の基準に適合する学校、公民館などを市町村があらかじめ指定しておく施設をいう。
〔避難所〕
・ 避難所とは、上記指定避難所に加えて、臨時に避難所として使用する施設を合わせた総称をいう。
〔福祉避難所〕
・ 福祉避難所とは、一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援をしながら保護する目的で市町村があらかじめ指定しておく施設をいう。
〔要配慮者〕
・ 要配慮者とは、要介護高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人など、防災上何らかの配慮を要する者をいう。
〔避難行動要支援者〕
・ 要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが困難であり、円滑・迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者をいう。

さらに、この手引きの中で、避難所の面積確保についても表 4.1-8 のように記載されている。

表 4. 1-8 「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県，2017）より抜粋

避難所では避難者の居住スペースの他にも、運営委員会の事務、物資の集積、情報の掲示、応急医療の提供等に使用されるスペースのほか、避難住民の動線確保のためのスペースが必要となることから、最低限避難者 1 人当たり有効建物面積 4 m²として計算し、想定される避難者数を収容できるだけのスペースを確保しておくことが望ましいといえます。

言い換えると、必要スペースを差し引いた避難者一人当たりの必要な占有面積は、2 m²程度になると見込まれます。

ただし、避難所の開設が長期化するにつれ、炊き出し、更衣や洗濯、談話等のためのスペースが必要となり、避難者の空間占有率が 50% 近くまで低下することが想定されますので、最終的には避難者 1 人当たりの有効建物面積では、8 m²程度確保することが望ましいと考えられます。

また、敷地内には情報の掲示やゴミの集積のためのスペースを確保することも考慮する必要があります。

以上のほか、避難所自体が被災し、使用できなくなる可能性についても、あらかじめ検討しておく必要があります。

※ 有効建物面積：建築基準法上の床面積ではなく、階段や柱などのほか、固定された棚の配置などにより居住スペースとして使用できない面積を差し引いた面積

（２）「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府，2017）

平成 25 年災害対策基本法改正により、「指定避難所」と「指定緊急避難場所」の定義が明確化され、災害の種類ごとに適正な避難施設等を指定することが制定された（災害対策基本法第 49 条の 4～7）。この手引きは、このうち、災害対策基本法第 49 条の 4～6 の「指定緊急避難場所」の指定を基に、見直しに活用できるように取りまとめられたものである。指定緊急避難場所の指定基準等については、災害対策基本法施行令第 20 条の 3 に規定する内容から次のように取りまとめている（表 4. 1-9～表 4. 1-11）。

白井市地域防災計画における「指定避難場所」は、内閣府（2017）における「指定緊急避難場所」に相当する。

表 4. 1-9 「指定避難所」と「指定緊急避難場所」の定義

- 指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
- 指定避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

（内閣府，2017）

表 4. 1-10 指定緊急避難場所の立地条件にかかる安全区域に該当しない区域の例

災害の種類	安全区域に該当しない区域の例
洪水	・ 水防法の浸水想定区域（同法第14条第1項）
崖崩れ、土石流 および地滑り	・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害警戒区域（同法第6条第1項）、土砂災害特別警戒区域（同法第8条第1項） ・ 国土交通省所管の土砂災害危険箇所 ・ 林野庁所管の山地災害危険地区 ・ 農林水産省農村振興局所管の地すべり危険箇所
高潮	・ 水防法の浸水想定区域（同法第14条の3第1項）
津波	・ 津波防災地域づくりに関する法律の津波浸水想定（同法第8条）及び津波災害警戒区域（同法第53条第1項）
大規模な火事	・ 各地方公共団体において作成されている延焼危険度を示す地図等や、地震時等に著しく危険な密集市街地等において大規模な火事による輻射熱等の影響が及ぶ範囲
内水氾濫	・ 水防法の浸水想定区域（同法第14条の2第1項）
噴火に伴い発生 する火山現象 （火砕流、溶岩 流、噴石等）	・ 各火山地域に設置されている火山防災協議会（活動火山対策特別措置法第4条）において検討された火山ハザードマップが示す、各火山災害要因（火砕流、溶岩流、噴石等）の影響が及ぶおそれのある範囲

（内閣府，2017 より編集）

表 4. 1-11 指定緊急避難場所の構造条件にかかる参考となる基準の例

災害の種類	構造条件にかかる参考となる基準の例
津波	（イ）津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項第1号、第2号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第31条第1号に基づき定められている基準 （ロ）「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」（平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所、一般社団法人建築性能基準推進協会、協力独立行政法人建築研究所）
崖崩れや土石流、 地滑り等の土砂災害	（ハ）建築基準法施行令第80条の3に基づき定められている基準※（土砂災害特別警戒区域内に立地する施設の場合） （ニ）鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造などを備えていること（土砂災害特別警戒区域を除く土砂災害警戒区域内や土砂災害危険箇所等に立地する施設の場合）
洪水や内水氾濫等	（ホ）基本的に堤防等の近傍に立地しておらず、かつ想定水位以上の高さに避難スペースがあること等

※ 具体的には、同施行令における「最大の力の大きさ等」については、各都道府県が公表している土砂災害特別警戒区域の告示図書等において示されており、「国土交通大臣が定めた構造方法」については、「土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件」（平成13年国土交通省告示第383号）による。

（内閣府，2017 より編集）

（3）「避難地・避難路の大臣基準改正」（国土交通省告示第767号，2004）

平成7年（1995年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国どこでも起こりうる地震に対応するため、地震に強いまちづくり整備推進にかかる財政的措置を定めた地震

防災特別措置法が平成 7 年に制定された。この中で整備対象となる避難地、避難路についての基準が平成 16 年国土交通省告示第 767 号「避難地・避難路の大臣基準改正」において表 4.1-12 のように示されている。

この避難地（広域避難地、一次避難地）は都市における大規模火災から避難者の生命、身体を保護する目的の安全な空間である。白井市地域防災計画における「広域避難場所」、「一時避難場所」は、平成 16 年国土交通省告示第 767 号における「広域避難地」、「一次避難地」に相当する。

表 4.1-12 平成 16 年国土交通省告示第 767 号における「避難地」の定義

一 避難地	
1	既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること。
イ	広域避難地
	地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。
(1)	面積が10ha以上のもの
(2)	面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの
(3)	土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1)又は(2)に該当するものを除く。）
ロ	一次避難地
	地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ha以上のものであること（イに該当するものを除く。）。
2	臨港地区における緑地、広場その他の公共空地（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。）であって、概ね1ha以上のものであること。

（４）「広域避難計画策定のための具体的な検討手順」（内閣府，2018）

「広域避難計画策定のための具体的な検討手順」（内閣府，2018）は、大規模な洪水・高潮から、自治体を越えた広域避難に対する検討を、自治体間で検討するための手順を示したものである。この中で、広域避難場所の必要性を定量的に算出する方法等が示されている。

この「広域避難場所」は、白井市地域防災計画における「広域避難場所」とは異なるものである。また、白井市では大規模な洪水・高潮に見舞われる危険性はないため、内閣府（2018）を参考とした検討を進める必要はない。

千葉県（2017）災害時における避難所運営の手引き．平成 29 年 7 月．

内閣府（2017）指定緊急避難場所の指定に関する手引き．平成 29 年 3 月，内閣府（防災担当）

内閣府（2018）広域避難計画策定のための具体的な検討手順．平成 30 年 6 月，内閣府（防災担当）

4.2 避難施設追加修正等の検討

災害対策基本法ならびに「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府, 2017)に照らして、白井市の避難施設を「指定緊急避難場所」と「指定避難所」、「福祉避難所」に区分して見直すこととした。見直しにあたり、基本的な考え方を整理し、避難施設候補となる建物や敷地の面積を計測し直し、避難場所の災害種別の適性についての評価を検討した。以下に示す検討の結果、新しい「指定緊急避難場所」、「指定避難所」、「福祉避難所」の指定を提案した。

(1) 指定緊急避難場所および指定避難所の指定の考え方

新しい「指定緊急避難場所」、「指定避難所」、「福祉避難所」の指定を検討するにあたり、次のような考え方を整理し検討を行うこととした。

① 指定緊急避難場所について

(大規模な火災に対して)

市内には著しく危険な密集市街地が存在せず、大規模な火事や避難困難が生じる可能性は低いが、現行の広域避難場所である「白井総合公園」は、近隣の市役所などの公共施設も併せれば十分な広さを持つことから平成 16 年国土交通省告示第 767 号「避難地・避難路の大臣基準改正」の「広域避難地」の要件に適合する施設として、引き続き、大規模な火事の指定緊急避難場所である「広域避難場所」とする。

(地震に対して)

地震による被害や危険事象は、市内全域で発生しうるため、全ての小学校区に地震を対象とする指定緊急避難場所を確保する。避難が必要となるような大規模な地震の場合の避難は、最初に広い空地に緊急避難し、その後に避難所(敷地内にあることが望ましいが、必要条件ではない)に移動することが想定される。そのため、最初に広い空地で避難者の安全を一時的に確保できる学校の校庭や公園を確保する。敷地内にある建物などが倒壊等の被害を受ける危険性がある場合には、安全な空間として確保できないため、敷地内の建物は耐震性がある必要がある。なお、学校には防災倉庫が整備され、耐震性も確保されており、敷地内に避難者を収容できる体育館もあることから、地震に対する指定緊急避難場所としては好適である。

(風水害に対して)

洪水、土砂災害は、降雨中の避難が想定されるため、洪水、土砂災害を対象とする指定緊急避難場所は、屋内施設への避難を基本とする。

特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の住民への避難勧告等の発令時は、立退き避難者を速やかに受け入れる必要があり、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の近隣の指定緊急避難場所の中で、要配慮者の収容に適する和室等のある施設については、避難勧告の段階より前の避難準備・高齢者等避難開始の発令と同時に開設する「早期開設避難所」とすることを併せて検討する。

② 指定避難所・福祉避難所について

地震に対する指定緊急避難場所にある避難者を収容できる体育館等の建物は、指定避難所に指定する。避難所が不足する場合に開設する予備的な避難所の確保も、大規模地震時に発生する帰宅困難者の一時滞在施設、物資集積所、遺体安置所などのニーズへの利用も可能となることを考慮して検討する。

要配慮者の収容は、体育館等の一般の避難所の中に専用スペース（福祉避難室）を設けて収容することを基本とするが、健常者との同居が困難な障がい者や乳幼児の夜泣き等を懸念する保護者などは、一般の方を受け入れる避難所とは区分した方が健常者および要配慮者の双方に効果的である。このため、白井市では、高齢者福祉施設である「福祉センター」を福祉避難所とする。また、公立保育園を乳幼児・妊産婦のための福祉避難所とする。福祉避難所は要配慮者のための施設として、二次避難での利用とし、一般の緊急避難者が滞在しないよう指定緊急避難場所には指定しない。

③ その他

災害対策拠点における災害対策活動と避難者に対する対応は分離し、それぞれに専念できるようにした方が効果的である。このため、災害対策本部となる市役所などの災害対策拠点は、避難施設に指定しない。

また、狭小な施設は避難者の安全を確保できない可能性があるため、指定緊急避難場所、指定避難所には指定しない。

(2) 避難施設候補の面積計測

① 指定緊急避難場所の候補施設について

屋外での収容を基本とする指定緊急避難場所については、建物、植生、斜面などを除いた平場として収容可能な面積を計測し、1人当たり1㎡として収容人数を算定した。面積計測にあたっては、都市計画図上に空中写真の情報を参考に、収容可能となる敷地をプロットして計測し、その中である程度の広さのある範囲を使用できるものとした。

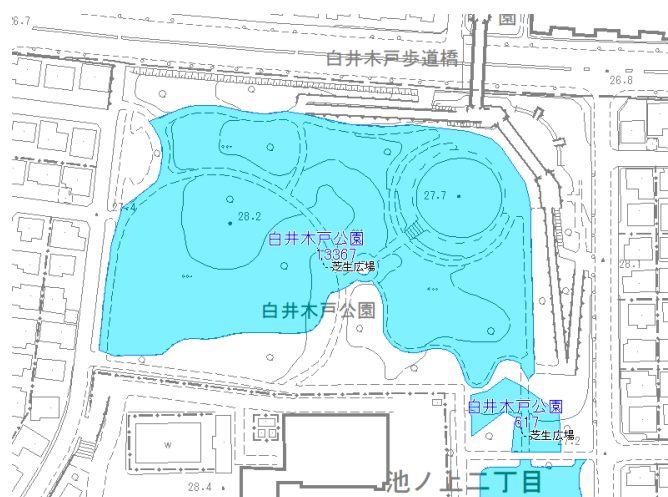


図 4.2-1 指定緊急避難場所の候補施設での面積計測例（白井木戸公園付近）

② 指定避難所の候補施設について

建物内の収容を基本とする指定避難所については、施設図面から避難者を収容可能な各部屋の面積を計算し直し、学校施設は屋内体育施設を、その他の公共施設はレクリエーションルーム等での収容を基本として、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県,2017）を基に1人当たり4㎡として収容人数を算定した。また、福祉センター、公立保育園を福祉避難所に位置づけ、娯楽室、集会室、保育室を収容可能な部屋として収容可能な面積を計測した。

なお、小中学校の施設図面は、「令和元年度公立学校施設等の総括表」に付随する平面図を使用し、屋内体育施設では、舞台などの収容に適さないところを除外して計測している。また、今回の収容面積には計上しないものの、予備的に使用できそうな教室（職員室、理科室、図工室、家庭科室、更衣室、電算室、便所、教材室、保健室、図書室、準備室、電気室などを除く）の面積についても計測した。

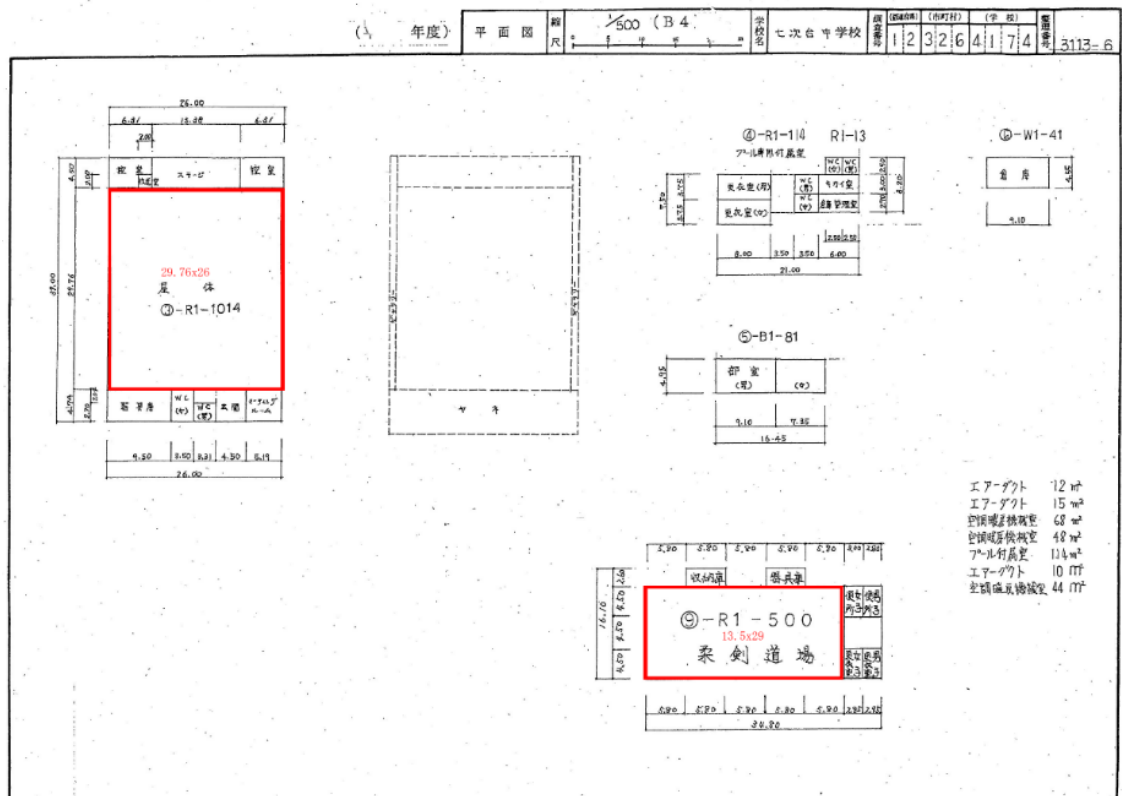


図 4.2-2 指定避難所の候補施設での面積計測例（七次台中学校の例）

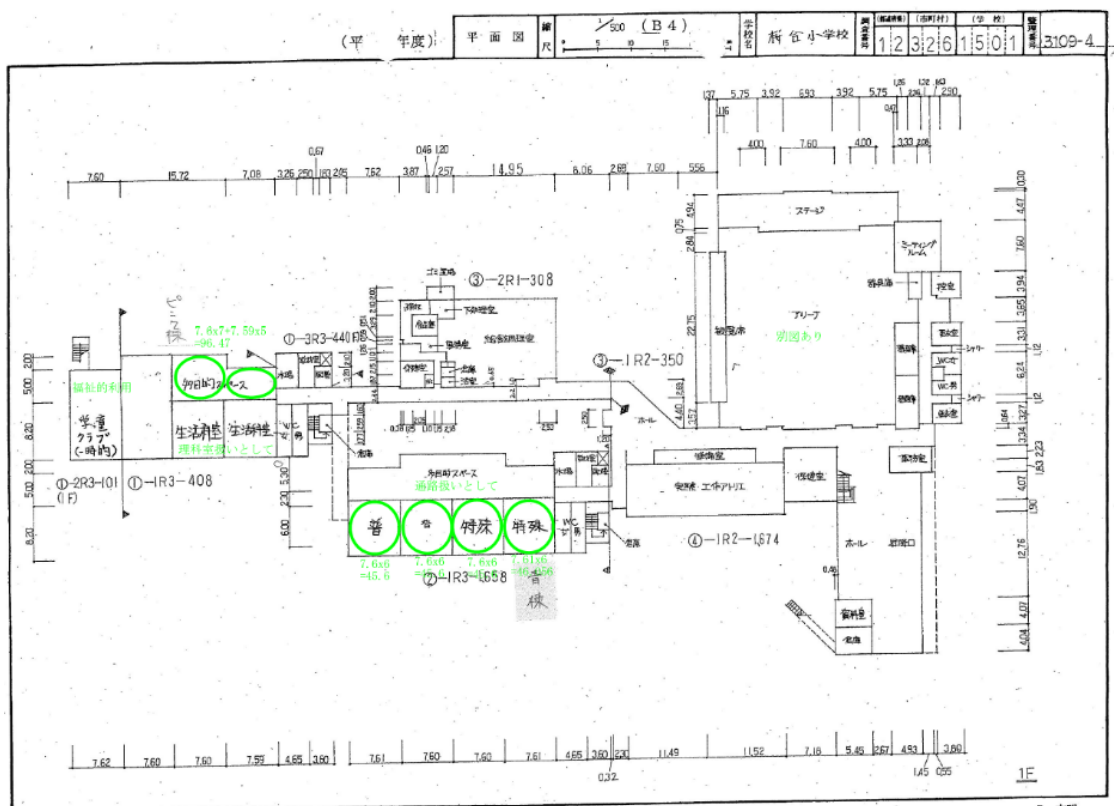


図 4.2-3 予備的に使用できそうな教室の面積計測例（桜台小学校 1 階の例）

(3) 災害種別の適性評価

避難場所の災害種別の適性についての評価方法を次のとおり検討した。

① 大規模な火災

通常の火災からの避難については、学校等の校庭でも十分に安全を確保できるが、「大規模な火災」についての適正については、平成 16 年国土交通省告示第 767 号「避難地・避難路の大臣基準改正」における広域避難地に該当することを基本に適性を評価する。白井市では「広域避難場所」として、1 か所「白井総合公園広場」があり、近隣の市役所などの公共施設も併せれば十分な広さを持つことを評価する。それ以外の避難施設については、状況に応じた避難先としての利用が必要であり、避難施設の周囲で火災の危険がある場合には、避難先として利用できない。

② 地震

建物としては耐震性があること、敷地としては近隣の住民が避難する公共空地としておよそ 1ha 程度の空間がある（平成 16 年国土交通省告示第 767 号「避難地・避難路の大臣基準改正」の一次避難地）がある場合には十分に有効であると評価する。

③ 洪水・土砂災害（がけ崩れ）

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にない場合に有効であると評価する。

(4) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の検討結果

避難施設について見直した結果として、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の提案を表 4.2-1～表 4.2-3、図 4.2-4 に示す。

表 4. 2-1 指定緊急避難場所(案)

地域 (小学校区)	NO	施設名	所在地	指定緊急避難場所 (対象災害種別)			備考	屋外	
				洪水	崖崩れ	地震		収容人数	面積
白井第一 小学校区	1	白井総合公園	復1422-10	○	○	○	広域避難場所	38,900人	38,900㎡
	2	白井第一小学校 (グラウンド)	根105	○	○	○		7,120人	7,129㎡
	3	白井中学校 (グラウンド)	根54	○	○	○		10,690人	10,698㎡
	4	白井コミュニティセ ンター	復1458-1	○	○	—	早期開設避難所 (土砂災害)	—	386㎡
	5	白井運動公園	神々廻1728-1	○	○	○		52,680人	52,689㎡
白井第二 小学校区	6	白井第二小学校 (グラウンド)	中181-2	○	○	○		6,600人	6,604㎡
	7	公民センター	中98-17	○	○	—	早期開設避難所 (洪水・土砂災害)	—	700㎡
白井第三 小学校区	8	白井第三小学校 (グラウンド)	根336-15	○	○	○		9,960人	9,964㎡
	9	富士センター	富士239-2	○	○	—		—	1,425㎡
	10	開拓広場	富士37	○	○	○		1,360人	1,366㎡
大山口 小学校区	11	大山口小学校 (グラウンド)	大山口2-2-1	○	○	○		9,380人	9,384㎡
	12	大山口中学校 (グラウンド)	大山口2-1-1	○	○	○		13,890人	13,895㎡
	13	西白井コミュニ ティプラザ	西白井2-16-1	○	○	—		—	552㎡
	14	富塚公園	西白井2-17	○	○	○		3,020人	3,025㎡
清水口 小学校区	15	清水口小学校 (グラウンド)	清水口2-3-1	○	○	○		13,760人	13,765㎡
	16	西白井複合セン ター	清水口1-2-1	○	○	—		—	850㎡
	17	七次第一公園	清水口2-2	○	○	○		8,530人	8,538㎡
七次台 小学校区	18	七次台小学校 (グラウンド)	七次台3-17-1	○	○	○		10,400人	10,405㎡
	19	七次台中学校 (グラウンド)	七次台1-21-1	○	○	○		14,270人	14,274㎡
池の上 小学校区	20	池の上小学校 (グラウンド)	池の上2-21	○	○	○		10,740人	10,744㎡
	21	白井木戸公園	池の上2-22	○	○	○		13,360人	13,367㎡
	22	白井高等学校 (グラウンド)	池の上1-8-1	○	○	○		14,000人	14,000㎡
南山 小学校区	23	南山小学校 (グラウンド)	南山1-7-1	○	○	○		14,430人	14,434㎡
	24	南山中学校 (グラウンド)	南山1-6-1	○	○	○		16,770人	16,777㎡
	25	白井駅前センター	堀込1-2-2	○	○	—	早期開設避難所 (土砂災害)	—	429㎡
	26	南山公園 (噴水広場)	南山1-4	○	○	○		4,360人	4,367㎡
桜台 小学校区	27	桜台小学校 (グラウンド)	桜台3-28	○	○	○		10,970人	10,971㎡
	28	桜台中学校 (グラウンド)	桜台3-27	○	○	○		11,920人	11,929㎡
	29	桜台センター	桜台2-14	○	○	—	早期開設避難所 (土砂災害)	—	482㎡

※早期開設避難所：洪水・土砂災害が発生する恐れがあるときに、早期に避難所(屋内施設)を開設する避難場所。

表 4. 2-2 指定避難所(案)

地域 (小学校区)	NO	施設名	利用できる 部屋等	収容 人数	面積	小・中学校校舎 (※指定避難所ではない)		
						活用が 見込める 場所	収容 人数	面積
白井第一 小学校区	1	白井第一小学校 (体育館)	体育館	130人	532㎡	普通教室、 多目的室等	320人	1,315㎡
	2	白井中学校 (体育館・柔剣道場)	体育館、柔剣道場	390人	1,570㎡	普通教室、 多目的室等	370人	1,509㎡
	3	白井コミュニティセンター	多目的ホール、会議室×2、 和室×2	110人	476㎡	—	—	—
白井第二 小学校区	4	白井第二小学校 (体育館)	体育館	140人	570㎡	普通教室、 多目的室等	190人	783㎡
	5	公民センター	レクリエーションホール、和室×2、会 議室、児童ルーム、相談室、集 会室、作法室、視聴覚室	160人	648㎡	—	—	—
白井第三 小学校区	6	白井第三小学校 (体育館)	体育館	130人	550㎡	普通教室、 多目的室等	490人	1,973㎡
	7	富士センター	大集会室、学習室(児童ルー ム)、集会室、休養室×2、視 聴覚室	120人	499㎡	—	—	—
大山口 小学校区	8	大山口小学校 (体育館)	体育館	140人	578㎡	普通教室、 多目的室等	460人	1,868㎡
	9	大山口中学校 (体育館・柔剣道場)	体育館、柔剣道場	250人	1,012㎡	普通教室、 多目的室等	490人	1,988㎡
	10	西白井コミュニティプラザ	会議室×3、子供室、和室× 2	60人	250㎡	—	—	—
清水口 小学校区	11	清水口小学校 (体育館)	体育館	140人	592㎡	普通教室、 多目的室等	380人	1,538㎡
	12	西白井複合センター	レクリエーションホール、多目的室、 遊戯室、老人憩いの家、学習 室、集会室、視聴覚室、作法 室、研修室	230人	951㎡	—	—	—
七次台 小学校区	13	七次台小学校 (体育館)	体育館	150人	611㎡	普通教室、 多目的室等	500人	2,004㎡
	14	七次台中学校 (体育館・柔剣道場)	体育館、柔剣道場	290人	1,165㎡	普通教室、 多目的室等	400人	1,601㎡
池の上 小学校区	15	池の上小学校 (体育館)	体育館	180人	740㎡	普通教室、 多目的室等	490人	1,982㎡
	16	白井高等学校 (体育館)	体育館	240人	960㎡	—	—	—
南山 小学校区	17	南山小学校 (体育館)	体育館	130人	525㎡	普通教室、 多目的室等	470人	1,906㎡
	18	南山中学校 (体育館・柔剣道場)	体育館、柔剣道場	290人	1,174㎡	普通教室、 多目的室等	480人	1,928㎡
	19	白井駅前センター	レクリエーションホール、小学生ルーム、 中高生ルーム、チャイルドルーム、 老人憩いの家、研修室×2、作 法室、視聴覚室	170人	684㎡	—	—	—
桜台 小学校区	20	桜台小学校 (体育館)	体育館	190人	766㎡	普通教室、 多目的室等	350人	1,409㎡
	21	桜台中学校 (体育館・柔剣道場)	体育館、柔剣道場	270人	1,106㎡	普通教室、 多目的室等	280人	1,148㎡
	22	桜台センター	レクリエーションホール、視聴覚室、 作法室、研修室、遊戯室、集 会室、学習室	160人	645㎡	—	—	—
計				4,070人		計 5,670人		

表 4. 2-3 福祉避難所(案)

NO	施設名	所在地	利用できる 部屋等	収容人数	面積	備考
1	福祉センター	清戸766-1	娯楽室、集会室、ブレイルーム、 研修室、会議室	200人	831㎡	
2	清水口保育園	清水口2-8-1	保育室×10、遊戯室、子育て支 援センター	190人	775㎡	乳幼児・妊産婦用
3	南山保育園	南山1-7-1	保育室×8、遊戯室、子育て支 援センター	160人	668㎡	乳幼児・妊産婦用
4	桜台保育園	桜台2-9	保育室×6、遊戯室	100人	416㎡	乳幼児・妊産婦用

※各保育園での避難者(乳幼児・妊産婦)の受け入れは、園児の状況等を考慮し、受け入れが可能であると判断したときのみとする。

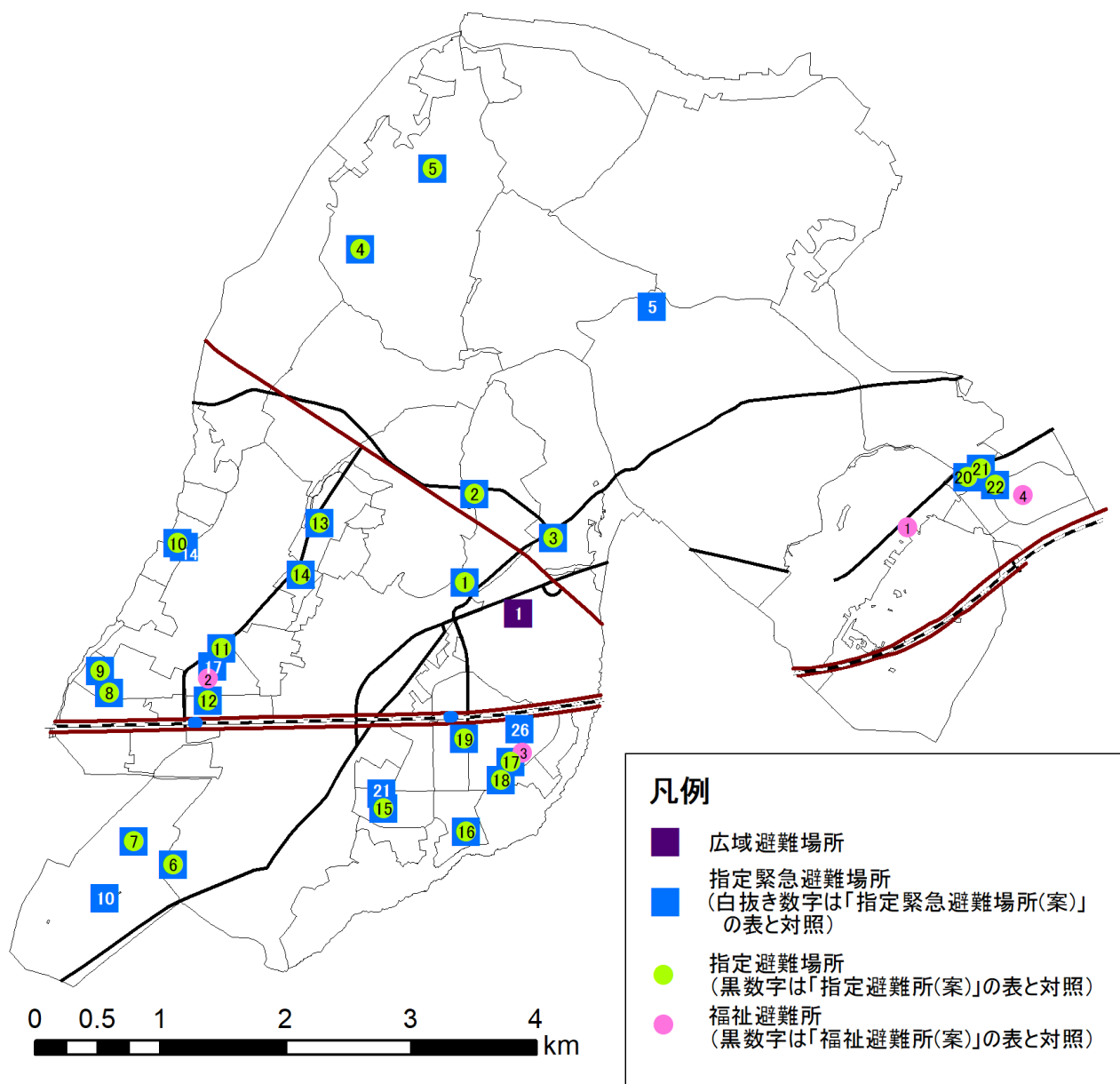


図 4. 2-4 避難施設(案)分布図

4.3 災害種別ごとの避難所収容過不足の状況評価

避難所ごとの収容可能人数に対し、想定避難者数の収容が可能かを地域ごとかつ災害種別ごとに評価する。

小学校区ごとに、災害種別ごとの避難対象者数を集計した値と、避難所収容可能人員の合計を表 4.3-1 に比較した。

洪水や土砂災害の被害を受ける可能性のある範囲（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域）の避難対象者数は、小学校区ごとの避難所で十分に収容可能である。

最も避難対象人口が大きくなるのは、想定地震における2週間後の避難者数である。市の全ての避難所収容可能人員の合計より想定地震での避難者数が多く、収容できない。

指定避難所である屋内体育施設以外に校舎も利用した場合を参考として表 4.3-2 に示すが、その場合には市の収容力は足りることになるが、白井第三小学校区では依然不足すると評価される。

表 4.3-1 小学校区別避難収容力過不足

小学校区	避難所収容 可能人員	避難対象人口							避難対象 人口の 最大	避難収容力 の過不足 ▲は不足人数 他は余裕人数
		浸水想定区域内人口			土砂災害 警戒区域 内人口	地震時避難者数最大				
		利根川	手賀川・ 手賀沼	高崎川等 ＊		冬18時 風速8m/s	冬18時 風速4m/s	冬5時、 夏12時		
白井第一	630	0	0	58	38	618	613	603	618	12
白井第二	300	198	16	0	11	339	339	334	339	▲ 39
白井第三	250	0	0	0	0	914	919	901	919	▲ 669
大山口	450	0	0	0	0	756	748	724	756	▲ 306
清水口	370	0	0	26	0	623	619	609	623	▲ 253
七次台	440	0	0	0	0	608	614	562	614	▲ 174
池の上	420	0	0	16	3	582	591	573	591	▲ 171
南山	590	0	0	0	4	646	642	640	646	▲ 56
桜台	620	2	0	2	79	608	605	601	608	12
合計	4,070	200	16	101	135	5,694	5,689	5,547	5,713	▲ 1,643

* 高崎川洪水浸水想定についての白井市内での対象河川は神崎川、二重川

表 4.3-2 (参考)学校校舎も利用した場合の避難収容力過不足評価

小学校区	避難所収容 可能人員	避難対象人口			避難対象 人口の 最大	避難収容力 の過不足 ▲は不足人数 他は余裕人数	学校校舎にお ける活用が見 込める場所の 収容人数	左記を利用 した場合の 避難収容力 過不足
		地震時避難者数最大						
		冬18時 風速8m/s	冬18時 風速4m/s	冬5時、 夏12時				
白井第一	630	618	613	603	618	12	690	702
白井第二	300	339	339	334	339	▲ 39	190	151
白井第三	250	914	919	901	919	▲ 669	490	▲ 179
大山口	450	756	748	724	756	▲ 306	950	644
清水口	370	623	619	609	623	▲ 253	380	127
七次台	440	608	614	562	614	▲ 174	900	726
池の上	420	582	591	573	591	▲ 171	490	319
南山	590	646	642	640	646	▲ 56	950	894
桜台	620	608	605	601	608	12	630	642
合計	4,070	5,694	5,689	5,547	5,713	▲ 1,643	5,670	4,027